

市街地再開発事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱に定める市町村が行う第一種市街地再開発事業に係る調査等及び市街地再開発事業等の施行者に対する補助に要する費用について、当該市町村に対し、予算の範囲内において市街地再開発事業等補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業)

第2 市街地再開発事業等補助金の交付対象事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「政令市」という。）を除く。以下同じ。）が行う基本計画等作成
- (2) 政令市又は市町村が市街地再開発事業等の施行者に対して行う補助事業

(交付対象等)

第3 この補助金の交付対象となる経費は、社会資本整備総合交付金交付要綱に掲げる次の事業の、同要綱に定める交付対象事業に要する経費とし、補助限度額は、第2第1号の事業に要する経費の100分の15に相当する額、政令市が行う第2第2号の事業に要する経費の10分の1に相当する額、政令市以外の市町村が行う第2第2号の事業に要する経費の6分の1に相当する額とする。

- (1) 市街地再開発事業
- (2) 住宅街区整備事業
- (3) 防災街区整備事業
- (4) 地区再開発事業
- (5) 都市再開発支援事業
- (6) 優良建築物等整備事業
- (7) 市街地総合再生施設整備
- (8) 基本計画等作成等事業
- (9) バリアフリー環境整備促進事業
- (10) 勧告マンションの建替え

(事業実施計画)

第4 市町村長は、事業の実施に当たって、事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の事業実施計画書の提出があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該事業の実施について当該市町村長に対し内定通知を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は別に知事が定める日とする。

(補助金の交付条件)

第6 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第3号により、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の完了期日を変更する場合は、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止（廃止）する場合は、別記様式第5号により知事の承認を受けること。

(遂行状況報告)

第7 規則第10条の規定による報告は、各四半期（第4四半期を除く。）ごとにおいて、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該期間経過後10日以内に知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

(年度終了実績報告)

第9 市町村は、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により、当該年度の年度終了実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第10 補助金は規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条のただし書の規定により概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第9号によるものとする。

2 前項の規定による概算払は、市町村が施行者に対して補助金を交付した場合に限り行うものとする。この場合において、市町村に交付する補助金の額は、市町村が施行者に交付した額の1/4以内で、かつ、規則第4条の規定により交付決定した額の9/10以内の額とする。

(間接補助金の交付)

第11 補助金の交付を受けた市町村長は、補助事業を行う市街地再開発事業等の施行者に対して、この要項の各規定に準じて補助金を交付するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 政令市が市街地再開発事業の施行者に対して行う補助事業については、平成32年度までに国庫補助の事業採択を受け、及び実施する場合に適用するものとする。この場合において平成27年度までに国庫補助の事業採択を受け、及び実施する場合に限り、第3中「10分の1」とあるのは、「6分の1」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年6月23日から施行し、平成6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年12月7日から施行し、平成10年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月2日から施行し、平成13年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき補助を受けている事業に対する補助額の限度の適用については、市街地再開発事業等補助金交付要綱第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に市街地再開発事業等補助金交付要綱に基づき補助を受けている政令市の市街地再開発事業の施行者に対して行う補助事業については、改正後の市街地再開発事業等補助金

交付要綱第2及び第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 政令市が市街地再開発事業の施行者に対して行う補助事業については、中央一丁目第二地区、花京院一丁目第一地区、一番町三丁目第8地区及び中央南地区に限るものとし、平成23年度までに国庫補助の事業採択を受け、実施する場合に事業完了まで適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 政令市が市街地再開発事業の施行者に対して行う補助事業については、中央一丁目第二地区、花京院一丁目第一地区、一番町三丁目第8地区及び中央南地区に限るものとし、平成23年度までに国庫補助の事業採択を受け、実施する場合に事業完了まで適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成22年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 政令市が市街地再開発事業の施行者に対して行う補助事業については、中央一丁目第二地区、花京院一丁目第一地区、一番町三丁目第8地区及び中央南地区に限るものとし、平成23年度までに国庫補助の事業採択を受け、実施する場合に事業完了まで適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月3日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。
- 3 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。